

安全データシート

SDS No.1001-0175

作成日 2003年 7月25日
改訂日 2023年12月12日 1/7頁

1 化学品及び会社情報

化学品の名称 : Diglycerol+TEP+KOH(15+15+2)% 白色珪藻土
供給者名 : ジーエルサイエンス株式会社
住所 : 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー30F
電話番号 : 03-5323-6611
FAX番号 : 03-5323-6622
製品コード : 1001-45110、1001-45111、1001-45112、1001-45113、1001-55517、1003-05517、1001-、1003-
緊急連絡先 : ジーエルサイエンス(株)福島工場 品質保証課 電話 024-533-2244(代表)
整理番号(SDS No.) : 1001-0175
推奨用途及び使用上の制限 : 試験・研究用

2 危険・有害性の要約

GHS分類 : 急性毒性(経皮) : 区分4
皮膚腐食性/刺激性 : 区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分1
皮膚感作性 : 区分1
発がん性 : 区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分2(呼吸器)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(呼吸器)
水生環境有害性 短期(急性) : 区分2
水生環境有害性 長期(慢性) : 区分2

GHSラベル要素 :



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 :

H312 皮膚に接触すると有害
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H350 発がんのおそれ
H371 呼吸器の障害のおそれ
H372 長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器の障害
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

[安全対策]

P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
P273 環境への放出を避けること。
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

[応急措置]

P301+P330+P331 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
P303+P361+P353 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚をシャワーで洗うこと。
P304+P340 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P302+P352 皮膚に付着した場合、多量の水で手を洗うこと。
P305+P351+P338 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の手当てを受けること。
P310 直ちに医師に連絡すること。
P314 気分が悪いときは医師の手当てを受けること。

| | | |
|-----------|---|--|
| P333+P313 | : | 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合、医師の手当てを受けること。 |
| P361+P364 | : | 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 |
| P363 | : | 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 |
| P391 | : | 漏洩物を回収すること。 |
| [保管] | : | |
| P405 | : | 施錠して保管すること。 |
| [廃棄] | : | |
| P501 | : | 内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 |

上記で記載がない危険有害性は分類できない、分類対象外または区分に該当しない。

3 組成及び成分情報

| | | |
|-------------|---|------------------------------------|
| 化学物質・混合物の区分 | : | 混合物 |
| 化学名または一般名 | : | Diglycerol+TEP+KOH(15+15+2)% 白色珪藻土 |

| 化学名(又は一般名) | 濃度 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS RN |
|--------------|-----|----------------------------------|----------|-----|------------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| ジグリセロール | 15% | $O[CH_2CH(OH)CH_2OH]_2$ | 2-418 | -- | 627-82-7 |
| テトラエチレンペンタミン | 15% | $H_2N(CH_2CH_2NH)_3CH_2CH_2NH_2$ | (2)-162 | -- | 112-57-2 |
| 水酸化カリウム | 2% | KOH | 1-369 | -- | 1310-58-3 |
| 白色珪藻土 | 68% | SiO ₂ (主成分として) | -- | -- | 68855-54-9 |

4 応急処置

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 吸入した場合 | : | 新鮮な空気の所へ運び、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い場合には医師の手当てを受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | : | 石鹼と大量の水で洗い流す。刺激が直らない場合、炎症を生じた場合には医師の手当てを受ける。 |
| 眼に入った場合 | : | 直ちに、コンタクトレンズを外し、少なくとも15分以上大量の水で眼を洗うこと。こすると眼球を傷つける恐れがあるのでこすらないこと。医師の手当てを受けること。 |
| 飲み込んだ場合 | : | 水でよくうがいをし、大量の水を飲ませて、可能ならば吐かせること。気分が悪い場合には医師の手当てを受けること。 |
| ばく露した場合 | : | 医師に連絡すること。汚染された衣類は再使用する場合には洗濯すること。 |
| 急性症状及び遅発性症状の 最も重要な兆候症状 | : | 眼や皮膚、粘膜に接触すると刺激性がある。長期暴露により不快感、腹痛、下痢、吐気等の症状が出る恐れがある。 |
| 応急措置をする者の保護 | : | 救助者は適切な保護具を着用すること。 |

5 火災時の措置

| | | |
|-------------|---|--|
| 適切な消火剤 | : | 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素 |
| 使ってはならない消火剤 | : | 棒状注水 |
| 火災時の特有危険有害性 | : | 火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス、一酸化炭素)が発生するため、消火の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。 |
| 特有の消火方法 | : | 移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。作業は風上から行い、必ず保護具を着用する。 |
| 消火を行う者の保護 | : | 燃焼又は高温により有害なガスが発生するので、消火活動は風上から行い、必ず呼吸保護具を着用する。 |

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、

保護具及び緊急時措置 : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。

漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚や眼に付着したり、粉塵を吸入しないようにする。風上から作業して、風下の人を退避させる。

環境に対する注意事項 : 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。

封じ込めおよび浄化の方法および機材

: 適切な保護具をつけて処理すること。漏洩物を掃き集めて密閉できる容器に回収する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 眼、皮膚への接触を避ける。取扱後は手や顔をよく洗うこと。

安全取扱注意事項 : 容器を転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。

漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりに粉塵を発生させない。

使用後は容器を密閉する。

吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。

取扱場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。

衛生対策 : 取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。

指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。

休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではいない。

保管

適切な保管条件 : 直射日光を避け、換気の良いなるべく涼しい場所に密閉して施錠保管する。

技術的対策 : 特になし

混触危険物質 : 酸性物質、酸化剤

安全な容器包装材料 : ポリエチレン等(密閉できるもの)

8 ばく露防止及び保護措置

設備対策

: 屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

管理濃度 作業環境基準 : 設定されていない

許容濃度

| 成分名 | 管理濃度 | 日本産業衛生学会 | ACGIH TLV-TWA |
|--------------|----------|---|-----------------------------|
| ジグリセロール | 設定されていない | | |
| テトラエチレンペンタミン | | | |
| 水酸化カリウム | | 2 mg/m ³ | Ceiling 2 mg/m ³ |
| 白色珪藻土 | 設定されていない | 吸入性粉塵 0.5 mg/m ³ 総粉塵 2 mg/m ³ | 設定されていない |

保護具

呼吸器の保護具 : 保護マスク

手の保護具 : 不浸透性保護手袋

眼の保護具 : 保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具 : 保護衣・保護長靴

適切な衛生対策 : マスク等の吸着剤の交換は定期又は使用の都度行う。

9 物理的及び化学的性質

物理状態 : 粒状

色 : 白色

臭い : データなし

融点/凝固点 : データなし

沸点または初留点 : データなし

| | |
|----------------|---------------------|
| 引火点 | : データなし |
| 自然発火点 | : データなし |
| 分解温度 | : データなし |
| pH | : データなし |
| 動粘性率 | : データなし |
| 溶解度 | : データなし |
| 溶媒に対する溶解性 | : データなし |
| n-オクタノール／水分配係数 | |
| log Po/w | : データなし |
| 蒸気圧 | : データなし |
| 密度及び/または相対密度 | : データなし |
| 相対ガス密度(空気=1) | : データなし |
| 粒子特性 | : 80/100～60/80 mesh |

1 0 安定性及び反応性

| | |
|-----------|----------------------|
| 反応性 | : 空気中の水分、炭酸ガスを吸収しやすい |
| 化学的安定性 | : 通常の条件下で安定。 |
| 危険有害反応可能性 | : データなし |
| 避けるべき条件 | : 湿気、日光、熱、炭酸ガス |
| 混触危険物質 | : 酸化剤、酸性物質 |
| 危険有害な分解成分 | : 一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物 |

1 1 有害性情報

| | |
|---------------------------|--|
| 急性毒性(経口) (水酸化カリウム) | : 毒性未知成分が0.1%以上なので、分類できない。 ラットのLD50値として、273 mg/kg、365 mg/kg (いずれもSIDS (2004)) との報告があり、1件が区分3、1件が区分4に該当する。 |
| 急性毒性(経皮) (TEP) | : ATEmixの計算結果が1662.4180626mg/kgのため、区分4に該当。 ウサギのLD50値1260mmg/kgおよび660 mg/kg(SIDS(access on 6 2008))。 |
| 急性毒性(吸入：蒸気) | : 毒性未知成分が0.1%以上なので、分類できない。 |
| 急性毒性(吸入：粉じん、ミスト) | : データ不足 |
| 皮膚腐食性/刺激性 (TEP) | : 区分1の成分合計が17%であり、濃度限界(5%)以上のため、区分1に該当。 ウサギを用いた複数の試験(Draize Test等)で試験物質を希釈せず4時間適用した場合、各試験とも半数以上の動物で壊死が見られ腐食性(corrosive)と評価されている(SIDS, access on 6 2008)。また、EU-Risk Phraizeが「R34 : corrosive」であり、pHは11.5以上である。 |
| (水酸化カリウム) | : 固体の本物質は腐食性を示すとの記載がある(SIDS,2004)。ヒトの皮膚へのばく露で、III度の薬傷を生じた事例や電池の電解液(本物質25%含有)により小穿孔を伴う組織の腐食がみられた事例がある。ウサギを用いた複数の皮膚刺激性試験で腐食性を示すとの記載がある(SIDS (2004),ECETOC TR66(1995))。又、本物質の水溶液のpHは約13で、強アルカリ性を示すとの記載がある(産衛学会許容濃度の提案理由書(1978),PATY(6th,2012))。 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 (TEP) | : 眼区分1の成分合計が17%であり、濃度限界(3%)以上のため、区分1に該当。 ウサギを用い試験物質の濃度と量を変えて眼に適用した試験では、角膜損傷と虹彩炎を起こし中等度の刺激性(moderate irritating)の評価であったが、試験物質5滴を適用した試験では重度の熱傷(severe burns)を生じ強い刺激性(highly irritating)と評価されている(SIDS, access on 6 2008)。加えて、EU-Risk Phraizeが「R34 : causes burns」、及びpHが11.5以上であり皮膚では腐食性が確認されている。 |
| (水酸化カリウム) | : 本物質は2.0%以上の濃度で眼に対して腐食性を示すとの記載があり、ウサギを用いた眼刺激性試験で強い腐食性との記載がある(SIDS,2004)。又、本物質の水溶液のpHは約13で、強アルカリ性を示すとの記載がある(産衛学会許容濃度の提案理由書(1978),PATY(6th,2012))。なお、本物質は「労働基準法施行規則別表第一の二第四号1の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物並びに厚生労働大臣が定める疾病」に、前眼部障害を起こす化学物質として記載されている。 |
| (白色珪藻土) | : 眼に入ると痛みがある。 |
| 呼吸器感作性 | : データ不足 |
| 皮膚感作性 (TEP) | : TEPが15%≥1%のため、区分1に該当。 モルモットを用いた皮膚感作性試験(Maximization Test)において、陽性率78%(14/18)で感作性あり(sensitizing)の結果である(SIDS, access on 6 2008)。 |
| 生殖細胞変異原性 | : 毒性未知成分を含有しているため、分類できない。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 発がん性 (白色珪藻土) | : 白色珪藻土が68% \geq 0.1%のため、区分1Aに該当。 : 結晶質シリカについては、IARCでグループ1に (IARC 100C (2012)), NTPでKに (NTP RoC (14th, 2016)), 日本産業衛生学会で第1群に分類されており (許容濃度の勧告 (2016)), 区分1Aに分類される。本物質は、区分1Aに該当する結晶質シリカを発がん性区分1のカットオフ値 (0.1%) 以上含有していることから、区分1Aとなった。 なお、珪藻土のヒトにおける発がん性情報はなく、実験動物では、ラットに経口 (混餌) 経路により、20 mg/匹の用量で生涯ばく露した試験、及びマウスに20 mg/匹の用量で皮下注射 (投与回数不記載) した試験では腫瘍発生はみられなかった (IARC 68 (1997)) との報告がある一方で、マウスに20 mg/匹で腹腔内注射 (投与回数不記載) した試験では腹腔内にリンパ肉腫の発生が6/17例にみられ、対照群 (1/20例) に比べて有意な増加が示されたとの報告があるが、いずれの試験報告も被験物質 (珪藻土) における結晶質シリカの含有量について記載がなく、結晶質シリカの存否は不明である (IARC 68 (1997))。 |
| 生殖毒性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | : データ不足 |
| (水酸化カリウム) | : 水酸化カリウムが2% \geq 1%のため、区分2(呼吸器)に該当。 : 本物質は皮膚、粘膜に対して強アルカリとして作用して、粉じん又はミストの吸入ばく露により上気道の刺激及び組織障害を起こし、鼻中隔の傷害や肺水腫を生じる可能性もあると記載されている(ACGIH(7th,2001),SIDS(2004),PATTY(6th, 2012),衛学会許容濃度の提案理由書(1978))。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | : 白色珪藻土が68% \geq 10%のため、区分1(呼吸器)に該当。 |
| (白色珪藻土) | : ヒトについては、珪藻土にばく露された労働者で塵肺症の報告があるが、他の石英ダストへのばく露が不明であったり、珪藻土の焼成によりクリストバライトが生じること、珪藻土中に結晶質シリカが含まれること等、塵肺症が珪藻土によるものと断定できないとの報告がある (DFGOT vol. 2 (1991))、未焼成のダストにばく露された珪藻土の作業員において、軽度の珪肺症のみがみられたとの報告がある (ACGIH (7th, 2001))。また、粗製の珪藻土あるいは天然の粉に20~25年間ばく露された労働者の研究では、肺の線維症を起こすのはまれであり、あったとしても症状のみで明らかな障害はみられていない。天然の珪藻土自体は弱い線維形成性あるいは非線維形成性であり、肺の線維症は結晶質シリカあるいは肺の過負荷に起因したものと考えられるとの報告がある (ACGIH (7th, 2001))。 実験動物では、モルモットに非晶質シリカとして100 mg/m ³ の珪藻土、結晶質シリカとして150 mg/m ³ のクリストバライトを2年間吸入ばく露した試験において結晶質シリカであるクリストバライトは21ヵ月で線維症がみられ、24ヵ月で重篤化がみられたのに比べ、非晶質シリカである珪藻土は24ヵ月で線維化がみられたが、重篤化はみられていない (ACGIH (7th, 2001))。また、モルモットに60mg/m ³ の非焼成の珪藻土を37~50週間吸入ばく露した試験において、マクロファージの浸潤、ダスト粒子を含んだ多数の多核細胞の蓄積による肺胞中隔の肥厚、及び肺胞の上皮化がみられたが、肺の線維化はみられず、極めてわずかな細網線維量の増加がみられたが膠原線維の有意な増加はみられていない (ACGIH (7th, 2001))。 以上のように、ヒトについては結晶質シリカを含まない珪藻土単体での影響については明確ではないが、結晶質シリカを含んだ珪藻土については肺への影響が考えられる。また、実験動物において、程度は軽いものの区分2の範囲で肺に影響がみられている。本物質は結晶質シリカを含むことから区分1(呼吸器)とした。 |
| (水酸化カリウム) | : ヒトについては、本物質の粉じん、ミストの吸入によって起こる障害は、主に上部気道の炎症であり、慢性的な作用によって鼻中隔に潰瘍を生じることが注意されている。ただし、気中濃度と障害発生に関する調査・研究の報告はない(産衛学会許容濃度の提案理由書(1978))。粉じんあるいはミストのばく露によって、おそらく眼及び気道の刺激、鼻中隔の病変を生じる(ACGIH(7th,2001))。以上のように十分な情報はないが、本物質は、アルカリ性物質であり吸入により呼吸器に炎症性の影響を起こすことは明白である。 |
| 誤えん有害性 (水酸化カリウム) | : 動粘性率が不明のため、分類できない。 : 吸引により肺炎で死に至るとの記載がある(ACGIH,2001)。 |

1 2 環境影響情報

| | |
|----------------|--|
| 水生環境有害性 短期(急性) | : (毒性乗率 \times 10 \times 区分1)+区分2が150%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分2に該当。 |
| (TEP) | : 藻類(Pseudokirchneriella subcapitata) ErC50=0.12mg/L/72h(環境庁生態影響試験,1998) |

| | |
|----------------------|--|
| 水生環境有害性 長期(慢性) | : (毒性乗率×10×区分1)+区分2が150%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分2に該当。 |
| (TEP) | : 急性毒性区分1である |
| 残留性/分解性 | : TEPに急速分解性がない(難分解性、OECD 301D準拠4週間試験での分解度:0%, SIDS(2003))。 |
| 生態蓄積性 | : データなし |
| 土壤中の移動性 | : データなし |
| オゾン層への有害性 | : 本製品はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。 |
| 1 3 廃棄上の注意 | |
| 残余廃棄物 | : 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。 都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託処理する。 |
| 汚染容器及び包装 | : 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。 |
| 1 4 輸送上の注意 | |
| 国際規制 | |
| 海上規制情報 | : IMOの規定に従う。 |
| UN No. | : 3263 |
| Proper Shipping Name | : CORROSIVE SOLID, BASIC, ORGANIC, N.O.S. |
| Class | : 8 |
| Packing Group | : III |
| Marine Pollutant | : Not applicable |
| 航空規制情報 | : ICAO/IATAの規定に従う。 |
| UN No. | : 3263 |
| Proper Shipping Name | : Corrosive solid, basic, organic, n.o.s. |
| Class | : 8 |
| Packing Group | : III |
| 国内規制 | |
| 陸上規制 | : 国内法令の規定に従う。 |
| 海上規制 | : 船舶安全法の規定に従う。 |
| 国連分類 | : 3263 |
| 品名 | : その他の腐食性物質(有機物)(固体)(アルカリ性の物) |
| クラス | : 8 |
| 容器等級 | : III |
| 海洋汚染物質 | : 非該当 |
| 航空規制情報 | : 航空法の規制に従う。 |
| 国連分類 | : 3263 |
| 品名 | : その他の腐食性物質(有機物)(固体)(アルカリ性の物) |
| クラス | : 8 |
| 容器等級 | : III |
| 緊急時応急措置指針番号 | : 154 |
| 1 5 適用法令 | |
| 毒物及び劇物取締法 | : 劇物(指定令第2条) No. 72の3(テトラエチレンペンタミン) |
| 労働安全衛生法 | : 名称等を表示し、または通知すべき危険物及び有害物 (別表第9) No. 165の2(結晶質シリカ)、316(水酸化カリウム) がん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)【珪藻土(結晶質シリカ含有率0.1%以上のもの)】 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) |
| 化管法 | : 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) No.276(テトラエチレンペンタミン) |
| 化審法 | : 既存物質 |
| 消防法 | : 非該当 |
| 船舶安全法(危規則) | : 腐食性物質(危機則第3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | : 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 海洋汚染防止法 | : 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) |
| 大気汚染防止法 | : 非該当 |
| 水質汚濁防止法 | : 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) |
| 土壤汚染対策法 | : 非該当 |

廃掃法 : 非該当

1.6 その他の情報

引用文献等

ezCRIC 日本ケミカルデータベース株式会社
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
化学品安全管理データブック、化学工業日報社
16918の化学商品、化学工業日報社(2018)
航空危険物規則書 第64版邦訳 等・他

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願い致します。